



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3F

TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017

http://www.tochigi-sanpai.or.jp

第59回栃木県公衆衛生大会

当協会の加藤副会長・仲田理事が表彰されました

令和元年9月4日(水)、宇都宮市内のとちぎ健康の森において、栃木県公衆衛生大会が開催され、多年にわたり公衆衛生事業発展の活動が認められ、保健衛生事業功労者として当協会の加藤副会長が知事表彰、仲田理事が大会長表彰を受賞されました。



【左から加藤副会長、仲田理事】



【会場風景】

<表彰の趣旨>

多年にわたり本県における公衆衛生事業の発展のため献身的な活動を続けている個人及び団体で、その功績が特に顕著である者を表彰し、その労苦に報い、もって本県の公衆衛生の向上に質する。

【功績内容】

○知事表彰受賞者 加藤 和弘 様

株式会社日環 専務取締役 宇都宮市インターパーク4-7-6 TEL028-666-5066

◆加藤副会長は、長年の経験と実績が評価され、理事に就任。平成30年から副会長として会長を補佐し、適正処理の推進や業界の資質向上のため協会運営の重責を果たしておられます。自社においては、豊富な知識と経験を活かして業務に取り組み、社はもとより排出事業者の信頼を得てきました。現在、専務取締役として社業はもとより関連企業も含め業界全体の発展に尽力しておられます。

○大会長表彰受賞者 仲田 陽介 様

仲田総業株式会社 代表取締役社長 宇都宮市築瀬町2520-4 TEL028-635-2151

◆仲田理事は、当協会青年部の立ち上げに尽力し、青年部長として7年間、様々な事業活動を積極的に行うほか、上部団体の青年部協議会統括幹事に就任。その後、青年部協議会長として全国の協会の青年部を牽引し、更なる成長を遂げました。その功績が認められ、平成26年に理事に就任。自社においては、平成30年代表取締役社長に就任。リーダーシップを発揮するほか、社員の教育にも熱心に取り組み、事業活動を通じて企業の社会的責任を果たしておられます。

反社会的勢力排除のための研修会の開催について

産業廃棄物処理業界から反社会的勢力を排除するため、最近の暴力団等の情勢や企業への暴力の実態と対策等について研修会を開催いたします。参加希望者の方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

日時 令和元年9月18日(水) 13:30～16:00
会場 パルティ とちぎ男女共同参画センター 研修室301(3F)
宇都宮市野沢町4-1 TEL028-665-7700

内容 ①暴力団の現状と対策について
講師：栃木県警察本部 刑事部組織犯罪対策第一課 職員
②反社会的勢力による不当要求対応要領について
講師：公益財団法人栃木県暴力追放県民センター 職員

定員 70名

【栃木県・宇都宮市後援】

産業廃棄物処理業における実務者研修会の開催について

産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、産業廃棄物を取り扱う実務担当者を対象に産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項を中心とした研修会を開催いたします。

前半は、廃棄物処理法の基礎知識、物の区分についての重要なポイントを学ぶほか、県南会場の後半では、建設廃棄物に関する基礎知識や最新の違反事例などについて、県央会場では、中国などの輸入禁止により国内において滞貨している廃プラスチック類等に関する最新の動向についても取り上げます。

日頃の業務や従業員の教育等に役立つ内容になっておりますので、是非御参加ください。※両会場受講の方は、割引いたします！

参加希望者の方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

①県南会場

日時 令和元年9月25日(水) 13:30～16:30
場所 関東職業能力開発大学校 100番教室
小山市横倉三竹612-1 TEL0285-31-1733
定員 100名(先着順に受付いたします)

②県央会場

日時 令和元年9月26日(木) 13:30～16:30
会場 パルティ とちぎ男女共同参画センター 研修室301(3F)
宇都宮市野沢町4-1 TEL028-665-7700
定員 100名(先着順に受付いたします)

講師 BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏

内容 (県南・県央会場) 廃棄物処理法の基礎知識、物の区分について(前半)
(県南会場) 建設業における廃棄物の適正処理について(後半)
①建設廃棄物に関する基礎知識
②最新の違反事例で学ぶ廃棄物処理法
(県央会場) 廃プラ・雑品に関する行政指導の最新動向について(後半)
～リサイクル目的でも処理業の許可が必要～

受講料 (公社)栃木県産業資源循環協会 会員 3,000円 ※両会場受講者 4,000円
(公社)栃木県産業資源循環協会 非会員 5,000円 ※両会場受講者 6,000円

トップセミナーの開催について

産業廃棄物処理業等に関わる環境の変化や社会的ニーズに対応するため、産業廃棄物処理業者の経営者層を対象に研修会を開催いたします。

参加希望者の方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

日時 令和元年10月9日(水) 13:30～16:30

会場 パルティ とちぎ男女共同参画センター 研修室301(3F)

宇都宮市野沢町4-1 TEL028-665-7700

内容 【第1部】先進の産業廃棄物処理技術

○“ごみ”を“エタノール”に変換する世界初の取組について

積水化学工業株式会社 新事業開発部 BRグループ 課長 小西 千晶

○太陽光パネルのリサイクル今とこれから

株式会社浜田 東京支社課長 入端 隆二, 主任 山田 真大

○産業廃棄物処理委託契約書の電子契約について

株式会社JEMS 経営戦略室室長 栗井 洋和

【第2部】(公社)栃木県産業資源循環協会 賛助会員等からの提案

○悪条件の中でもオーバーヒートしにくい産業廃棄物処理重機

コベルコ建機日本株式会社 販売促進グループ

○電気料金の仕組みと電力自由化の関係について

中央電力株式会社 法人営業部 芝崎 雄介

○産業廃棄物業界の省エネ対策

株式会社INE アライアンス事業部 部長 早川 祐一

○産業廃棄物業にて備えておきたい保険について

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 宇都宮第一支社

支社長 作田 慎

ADインシュアランスサービス宇都宮 支店長 矢野 達也

○最新の産業廃棄物脱着車

陽南自動車株式会社 取締役営業部長 村上 貴久

○行政情報

定員 80名

受講料 (公社)栃木県産業資源循環協会 会員 無料

(公社)栃木県産業資源循環協会 非会員 3,000円

省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業の3次公募開始しました!

【事業名】省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業

【概要】使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省CO2型リサイクル等高度化設備を導入する事業に要する経費の一部を補助する。

※「プラスチックリサイクル高度化設備緊急導入事業」のみ公募

【URL】https://www.jwrf.or.jp/subsidiary/save_co2/current/about1_1_4.html

【公募期間】令和元年8月26日(月)～令和元年9月26日(木) 17:00必着

【連絡先】(公財)廃棄物・3R研究財団

E-mail: r.koudoka-1@jwrf.or.jp

担当: 事業支援部

【ご注意ください！】

消費税率の改正に伴う(公社)全国産業資源循環連合会発行
マニフェスト及び小冊子の価格変更のお知らせ

令和元年10月1日(火)より消費税率8%から10%への改定に伴い、(公社)全国産業資源循環連合会が発行するマニフェスト及び小冊子の価格について、下表のとおり変更いたしますので、ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

なお、建設六団体副産物協議会が発行する建設系廃棄物のマニフェスト、建設廃棄物処理委託契約書及び小冊子の価格につきましては変更ございません。

何か御不明な点等がございましたら、ご連絡ください。TEL028-612-8016

■令和元年9月30日(月)までに、ご注文(FAX受信)いただいた場合は現行の価格です。

種 類		単 位	変更前 (2019.9.30まで)	変更後 (2019.10.1から)
産業廃棄物管理票 【直行用】	単票7枚綴り (手書き用)	1箱(100部)	2,500円	2,600円
	連続票7枚綴り (ドットプリンタ印刷用)	1ケース(500部)	12,500円	13,000円
産業廃棄物管理票 【積替用】	単票7枚綴り (手書き用)	1箱(100部)	2,500円	2,600円
	連続票7枚綴り (ドットプリンタ印刷用)	1ケース(500部)	12,500円	13,000円
電子マニフェスト 産業廃棄物送り状	単票4綴り	1束(100部)	1,000円	1,100円
廃棄物処理委託契約書の手引き		1冊	648円	660円
マニフェストシステムがよくわかる本		1部	648円	660円
建設系廃棄物マニ フェスト	単票7枚綴り (手書き用)	1箱(100部)	2,500円	2,500円
	連続票7枚綴り (ドットプリンタ印刷用)	1ケース(500部)	12,500円	12,500円
建設廃棄物処理委託契約書		1セット(50部)	1,000円	1,000円
建設廃棄物処理委託契約書 様式及び記入例		1冊	750円	750円
建設系廃棄物マニフェストのしくみ		1部	170円	170円

こんな時どうする？

今回は、協会に寄せられた相談事例を紹介します。

火災にあった家屋の後片付けを頼まれました。状況は完全に焼失したのではなく、一部が燃えてしまい、屋根や壁の一部が残っており、家具なども燃えていないものもある状況です。この場合、火災で発生した燃え殻、残ったものはどう処理すればいいのか、一般廃棄物なのか産業廃棄物なのか。

一般廃棄物の場合は、どうすればいいのか。

《協会からの助言！》

まず、火災により発生した燃え殻は、一般廃棄物か産業廃棄物かについてですが、廃棄物処理法第2条第2項に、この法律において、「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいうと定められています。次に、産業廃棄物については、法第2条第4項に、この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる産業廃棄物をいう。事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物とされており、政令に、1紙くず、2木くずに始まり、13処分するために処理したものまで、14品目が業種ごとに定められています。産業廃棄物に燃え殻とあり、これに該当するか否かです。燃え殻だから該当するのかということですが、これはあくまで事業活動に伴って生じた廃棄物であって、通常火災は事業活動には当てはまりませんので、産業廃棄物には該当しないということになります。

うがった見方をすれば、消火活動は事業活動かということも言えなくもありませんが、廃棄物処理法上、消火を事業活動と解釈するとは聞いたことがありませんので、一般廃棄物になります。

従いまして、燃え殻を集めて、市町や一部事務組合に処理をお願いすることになりますが、県内の市町等で燃え殻を受け入れているケースは、薪ストーブの灰を受け入れている市町等がありますが、火災により発生した燃え殻を受け入れている市町はないようです。では、どうするかですが、念のため、市町等に火災で発生した燃え殻を受け入れているか確認し、受け入れていれば燃え殻や残置物などの一般廃棄物を収集し、処分をお願いします。火災現場から発生した一般廃棄物の処理を受けない市町等の場合は、焼け残った壁や柱、がれきなどと合わせて撤去し、解体した産業廃棄物として、許可品目を持った業者をお願いすることをお勧めします。

廃棄物の処理状況を確認してますか？ 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等の際に、支援、助言を行う事業を今年度から実施しております。詳細につきましては、当協会までご連絡ください。TEL028-612-8016

＜主な事業＞

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

＜その他＞

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円（産業資源循環協会の会員・賛助会員は5万円）。
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

健康だより；②アルコールについて

1. はじめに

我が国においてアルコール飲料は、古来より祝祭や会食など多くの場面で飲まれるなど、生活・文化の一部として親しまれてきています。一方で、国民の健康の保持という観点から、他の一般食品にはない次のような特性を有しています。

- (1) 致酔性：飲酒は、意識状態の変容を引き起こします。交通事故等の原因の一つとなるほか、短時間内の多量飲酒による急性アルコール中毒は、死亡の原因となることがあります。
- (2) 臓器障害：肝疾患、脳卒中、がん等多くの疾患がアルコールと関連します。
- (3) 依存性：長期にわたる多量飲酒（純アルコール60gを毎日摂取）は、アルコールへの依存を形成し、本人の精神的・身体的健康を損なうとともに、社会への適応力を低下させます。

アルコールに起因する疾病のために、1987年には年間1兆957億円が医療費としてかかっていると試算されており、アルコール乱用による本人の収入減などを含めれば、社会全体では約6兆6千億円の社会的費用になるとの推計があります。これを解決するための総合的な取り組みが必要です。

2. お酒の適量は、純アルコールで20g

厚生労働省が推進する国民健康づくり運動「健康日本21*」によると、「節度ある適度な飲酒量」は、純アルコールで1日当たり約20g程度、また、一般的に女性は、男性に比べてアルコール分解速度が遅いため、男性の1/2～2/3程度の飲酒が適当であると考えられています。

純アルコール20gに相当する酒量

- ビール 中瓶1本(500ml)
- 日本酒 1合(180ml)
- ウイスキー ダブル1杯(60ml)
- 焼酎(25度) グラス1/2杯(100ml)
- ワイン グラス2杯弱(200ml)
- チューハイ(7%) 缶1本(350ml)

純アルコール量を計算してみましょう！

上記のような「目安」ではなく、「自分の飲酒量をきっちり守りたい！」という場合もあるかもしれません。おおよその目安にはなりますが、下記の計算式を使えば、アルコールの比重も考慮した純アルコール量を算出することができます。

(計算式)

お酒の量(ml) × アルコール度数/100 × 0.8 (アルコールの比重) = 純アルコール量(g)

例えば、アルコール度数5%のビールロング缶1本(500ml)に含まれる純アルコール量は、 $500\text{ml} \times 5/100 (=5\%) \times 0.8 = 20\text{g}$ となります。

ちなみに、厚生労働省が発表している「健康日本21(第二次)」によると、「生活習慣病のリスクを高める飲酒量」は1日当たりの純アルコール摂取量が「男性で40g以上、女性で20g以上の人」と定義しています。

自分の適量を守って、飲みすぎにはくれぐれも注意しましょう。

3. 正しいお酒の飲み方

適当な飲酒量を理解していても、その日の体調やコンディションによって「お酒の回り具合が左右されてしまう」という方も多いのではないのでしょうか？

同じ飲酒量でも、飲み方を間違えてしまうと、酔いが早く回ってしまうものです。

(1) すきっ腹で飲まない

空腹時は胃が空っぽのため、お酒を飲むとあっという間にアルコールが吸収され、悪酔いの原因になります。また、胃壁を守るものがないため、強いお酒は胃の粘膜に直接ダメージを与えてしまいます。

(2) ゆっくりと、食事と一緒に

お酒を飲む人の中には、「飲みながら食事を取らない」という人もいます。でも、その飲み方はNGです。体を壊してしまう原因になります。お酒は食事と一緒に嗜むことを習慣づければ、飲み過ぎの予防にもなります。

(3) 休肝日をつくる

毎日お酒を飲むと、肝臓に負担をかけてしまいます。加えて、胃や腸といった消化管の粘膜が荒れてしまうこともあります。週に2日程度の休肝日を作り、肝臓を休ませましょう。

(4) 強いお酒は薄めて飲む

ウイスキーや焼酎などのアルコール度数の高いお酒は、胃腸への刺激が強い上に酔いが回りやすいため、肝臓への負担も高まります。水などで薄めて、ゆっくり楽しみましょう。

チェイサー（アルコール度数の高い酒を飲む時に、口直しに飲む水のこと）は口の中をすっきりさせるとともに、アルコールによる胃への刺激を和らげる効果があります。

毎日飲む方は要注意、日曜日くらいは控えましょう！

“協会員等へ広告してみませんか！”

当協会では、会員へのサービス向上等を確保するため、会報「協会だより」及び協会ホームページにおいてバナー広告の掲載を募集するほか、会報「協会だより」の発送とともに、事業所等の製品やサービス等を掲載したチラシ等を同封するサービスを行っております。貴社におかれましても、情報発信のツールとして、是非御活用ください。

掲載の希望の方やご不明な点等がございましたら、協会事務局までご連絡ください。

☆募集内容☆

① 会報「協会だより」の広告掲載

会員	A4全ページ	60,000円、	A4半ページ	35,000円
非会員	A4全ページ	120,000円、	A4半ページ	70,000円

② 協会ホームページのバナー広告掲載

(1) トップページ（下段）、(2) 会員業者検索（下段）各ページ最大6枠

会員	10,000円/6ヶ月、	20,000円/1年
非会員	20,000円/6ヶ月、	40,000円/1年

③ 郵送でのチラシ等の同封発送サービス（会報等の発送時にチラシ等を同封いたします）

会員	A4版	30,000円、	非会員	A4版	60,000円
----	-----	----------	-----	-----	---------

*料金は、全て税込みです。

— お問い合わせ —

(公社) 栃木県産業資源循環協会 TEL 028-612-8016

【行政情報】 栃木県環境森林部廃棄物対策課からのお知らせ

令和元(2019)年度 とちの環エコ製品

栃木県リサイクル製品認定制度



**募集
します**



■ 栃木県では、リサイクル製品の認定を通して、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用促進及びリサイクル産業の育成を図り、本県の地域特性を活かした循環型社会の形成を促進するため、「栃木県リサイクル製品認定制度」を実施しています。

■ 募集期間

令和元(2019)年8月9日(金)～10月8日(火)

■ 申請書類

栃木県リサイクル製品認定申請書(正本1部・副本2部)

■ 申請書提出先

○ 認定を受けようとする製品の製造事業場(複数ある場合は、主要な製造事業場。)の所在市町を担当する環境森林事務所等に提出してください。連絡先及び担当市町は以下のとおりです。



事務所名	住所	電話番号	担当市町
県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9	0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1	0285-81-9002	宇都宮市、真岡市、上三川町、 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央1-9-9	0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607	0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1	0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、 野木町

○ 受付時間 午前9時～午後4時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※ 申請の受付には1時間程度を要するため、事前に電話等で予約をお願いします。

■認定の対象となる製品（認定要件）

- 申請時において県内で販売されていること
- 主に県内の事業場で製造されていること
- 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造が行われていること
- 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること
- 栃木県リサイクル製品認定基準を満たしていること

1 安全性

- 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原料として使用していないこと
- 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を満たしていること など

2 品質

- JIS又はJAS等、公的機関等が定める基準を満たしていること
- 栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など

3 循環資源の利用割合に関する基準

- 公的機関等が定める基準を満たしていること
- 栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など



■提出書類〔正本1部（廃棄物対策課分）・副本2部（環境森林事務所等分・申請者控え）〕

- 栃木県リサイクル製品認定申請書
- 申請する製品（現品及び製品説明書等）及び製造加工フロー
- 認定要件に該当する製品であることを証する書類
- 会社案内、パンフレット など

※ 申請書類や添付資料は、フラットファイル、ステープラー等による綴込みは行わず、クリップ留めとしてください。

■認定期間

- 認定日から起算して5年が経過した日の属する年度の末日まで
（令和元(2019)年度に認定する製品は、令和7(2025)年3月31日まで）

■認定のメリット

- 県は、パンフレット等により、県民や事業者等に、認定製品の積極的なPRに努めます。
- 認定製品には「栃木県リサイクル製品認定マーク」を表示することができます。
- 県は、認定された製品について、品質、数量、価格等を考慮の上、積極的に使用するよう努めます。

○申請に当たっては、「栃木県リサイクル製品認定制度実施要綱」を必ず御覧ください。

○実施要綱、申請書類等は県ホームページからダウンロードできます。

○平成28(2016)年度に認定を受けた製品（認定番号：「28 - ***」の製品）について、認定継続を希望される場合は、再申請してください。

<ホームページ> <http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/eco-seihin.html>

- ・申請等に関する問合せは、環境森林事務所等まで
- ・その他の問合せは、環境森林部廃棄物対策課（Tel.028-623-3228）まで



社長さん! PCB (ポリ塩化ビフェニル) 処分して!



栃木県 PCB

検索

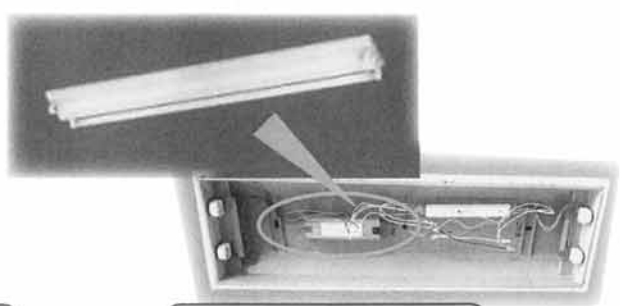
PCBは、電気機器用の絶縁油などとして様々な用途で使われてきましたが、有害であることが判明し、現在は製造や新たな使用が禁止されているとともに、PCBを保有している事業者の皆様は、法で定められた期限までに処理することが義務づけられています。



変圧器(トランス)



コンデンサー



蛍光灯安定器

高濃度 PCB 廃棄物の処理期限は

変圧器・コンデンサー：2022（令和4）年3月末

安定器・その他：2023（令和5）年3月末

※低濃度 PCB 廃棄物の処理期限は、2027（令和9）年3月末です。

- 処理期限が迫っています！
- 期限を過ぎると処分できません！
- 処分しないと罰則の対象となります！

すぐに点検・適正処理

詳しくは中面をご覧ください

～PCB適正処理の手順について～



手順1：所在の確認

◆感電に注意！◆

- ・通電中の電気機器に近づくと危険
- ・確認を行う場合は、電気主任技術者等にご相談ください



- キュービクル内に、使用中の古い変圧器やコンデンサーはありませんか？
- 古い照明器具用の安定器はありませんか？

■安定器が使用されている照明器具■



〈見逃しやすい場所で、PCB 使用安定器が発見された事例もあります〉

- ・事務室の天井裏や工場の壁際など。照明設備を更新した建物に残置されていた例も。
- ・LED ランプに交換していても、器具内に古い安定器が残されている場合があります。
- ・エレベーターや屋外・外壁の照明にも、使用されている可能性があります。

- 倉庫内に、長期保管された古い電気機器はありませんか？

至急、ご確認をお願いします！



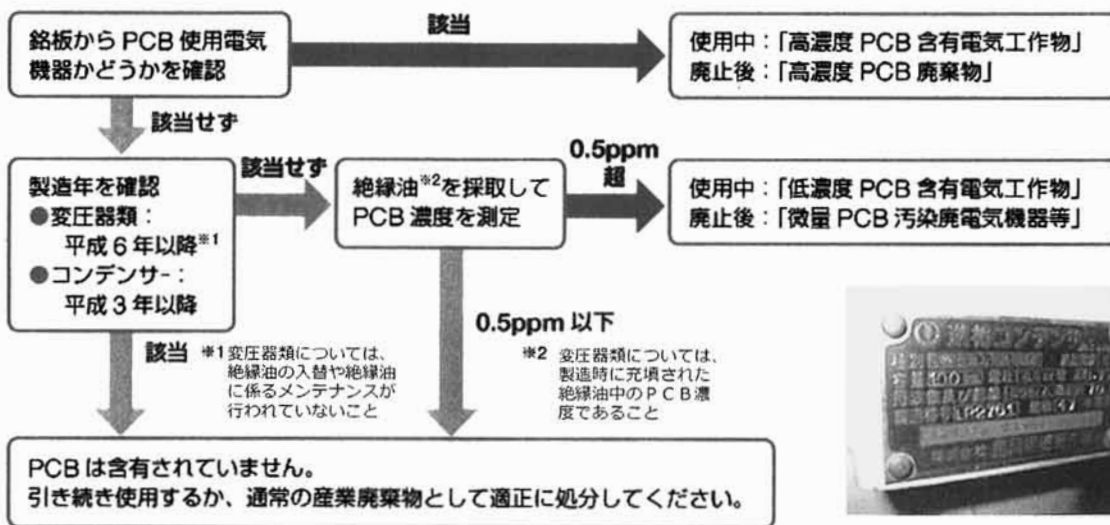
手順2：判別

「PCBが入っているかも?」と思ったら、まずは機器に取り付けられた〈銘板〉などを確認し、「製造年時」と「型番」でPCBが含まれているか判別してみましょう。

～電気機器の種別・PCB濃度によって、処理期限・処理先が異なります～

(1) 変圧器・コンデンサー（自家用電気工作物）

- 昭和28(1953)年から昭和47(1972)年に国内で製造されたものは、高濃度PCB使用の可能性があります。「PCB廃棄物一覧」[環境省HP]を参照、又はメーカーへ問い合わせてください。
- 高濃度PCB使用機器に該当しなくても、低濃度PCBが含まれている可能性がありますので、製造年を確認した上で、濃度測定を行ってください。



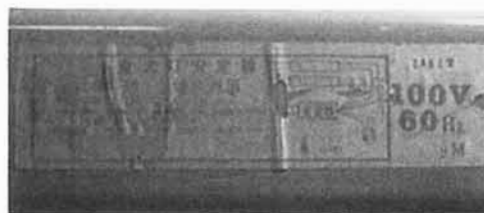
銘板

(2) 照明器具用安定器

- 昭和52(1977)年3月までに建築・改修された事業用の建物には、高濃度PCBを使用した照明器具用安定器が設置されている可能性があります。銘板から製造メーカーや力率などを基に確認してください。(詳細は(一社)日本照明工業会のHPを参照してください。)



安定器



銘板



こちらの動画で
詳しい判別方法をご案内
【(公財)産業廃棄物処理事業振興財団】



手順3：届出／保管

- PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年度、廃棄物の保管や処分の状況を知事に届け出る必要があります。(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条)

提出時期	提出先	様式
4月1日～6月30日	保管場所の市町を所管する環境森林(管理)事務所	県ホームページを参照

- また、PCB廃棄物は廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当し、処分までの間は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があるほか、同法で定める保管基準に従って保管する必要があります。

手順4：処分

PCB含有機器については使用中であっても、処分期間内に使用をやめて処分してください。

(1) 処分先

高濃度PCB廃棄物

中間貯蔵・環境安全事業(株) [通称: JESCO]

[問い合わせ先] PCB処理営業部 (TEL 03-5765-1197)

低濃度PCB廃棄物

全国の無害化処理認定施設・都道府県知事等許可施設

[問い合わせ先] 栃木県又は環境省のホームページを参照

(2) 負担軽減措置

- ① 中小企業等処理費用軽減制度 [問い合わせ先: JESCO中小軽減担当] (TEL 0120-808-534)
高濃度PCB廃棄物の処分費用のうち、中小企業は70%、個人は95%が軽減されます。
- ② PCB廃棄物関連融資制度 [問い合わせ先: 日本政策金融公庫 宇都宮支店]
(中小企業の方: TEL 028-636-7171、個人企業の方: TEL 028-634-7141)
日本政策金融公庫では、PCB廃棄物の処分に必要な運転資金の融資を行っています。

Q & A

Q1 一般住宅には、PCBを含んだ機器はありますか？



A1 一般住宅には、基本的にPCBを含んだ機器はありません。(PCBが含まれている自家用電気工作物や、業用の蛍光灯安定器は、一般住宅には使用されていません。) ただし、住宅と事業場を兼ねている自宅兼店舗や、アパートやマンションなど共同住宅の廊下やエレベーターなどの共用部分には、PCBを含んだ機器が存在する可能性がありますので、確認をお願いします。

Q2 銘板が読み取れない安定器がありますが、どのように取り扱ったらよいですか？



A2 安定器はPCBが漏洩する危険性があるため、解体分解・形状変更することが法律で原則禁止されています。銘板が読み取れない安定器であっても、内蔵されたコンデンサーを取り出して分析することは止めて下さい。 同一の保管場所にあり、同一の形状と判断された他の安定器の銘板が読み取れるならば、そのPCB使用の判別結果に準じて判断しても構いません。同一の形状と判断できるものがない場合は、PCB使用安定器として扱い、JESCOへ処分を委託するようにしてください。

問い合わせ先

問い合わせ先	TEL	所管市町村
廃棄物対策課	028-623-3098	-
県西環境森林事務所	0288-23-1000	鹿沼市・日光市
県東環境森林事務所	0285-81-9002	真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町
県北環境森林事務所	0287-22-2277	大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・那珂川町・塩谷町・高根沢町・那須町
県南環境森林事務所	0283-23-4445	足利市・佐野市
小山環境管理事務所	0285-22-4309	栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町

※ PCB廃棄物の保管場所が宇都宮市内の場合は、宇都宮市廃棄物対策課028-632-2929までお問い合わせください。



(作成) 栃木県環境森林部廃棄物対策課



TEL : 028-623-3098
FAX : 028-623-3113
令和元(2019)年6月発行

◆県ホームページ◆

栃木県 PCB 検索



【行政情報】栃木県環境森林部廃棄物対策課からのお知らせ

◎エボラ出血熱対策についてご注意を

現在、コンゴ民主共和国で感染が拡大しているエボラ出血熱に関して、令和元年8月6日付けで環境省環境再生・資源循環局長から、廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について通知がありました。

エボラウイルスを始めとする人が感染し、及び感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月環境省作成）に基づき、適正な処理の確保をお願いしているところです。

エボラ出血熱の感染が国内で確認された場合は、関連する医療機関等から排出される廃棄物の適正な処理を行うとともに、運搬時及び処分時において作業員への感染防止に万全を期すようお願いします。

【廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月）】

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>

【感染性廃棄物に関する環境省のHP】

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html

【エボラ出血熱とは（国立感染症研究所）】

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/vhf/ebora/392-encyclopedia/342-ebora-intro.html>

【(公財)栃木県暴力追放県民センターからのお知らせ】

栃木県暴力団追放真岡地区大会の開催について

(公財)栃木県暴力追放県民センターでは、社会から暴力団等反社会的勢力を追放し、根絶を図るため、栃木県暴力団追放真岡地区大会を開催いたします。

参加希望者の方は、9月30日(月)までに協会事務局まで御連絡ください。

TEL028-612-8016

1. 日時 令和元年10月25日(金) 13:30～16:00
2. 会場 真岡いちごホール(真岡市民会館)大ホール
真岡市荒町1201
3. 特別講演 演題「今、日本に足りないもの～変革の精神～」
講師 橋下徹氏
4. 参加費 無料

— お問い合わせ —

(公財)栃木県暴力追放県民センター 事務局TEL028-627-2995

【行政情報】 栃木県環境森林部廃棄物対策課からのお知らせ

栃木からの森里川湖もりさとかわうみプラごみゼロ宣言について



プラスチックごみ対策の一層の強化を図るため、令和元年8月27日（火）栃木県公館において、県及び県内全25市町による「栃木からの森里川湖もりさとかわうみプラごみゼロ宣言」を行いました。

これをキックオフとして、オール栃木体制で、不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底を図っていきます。

（取組）

県民の皆様へのお願い

- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）のほか、リシンク（必要か考える）、リフューズ（不必要なものは断る）、リファイン（分別する）のプラス3Rを意識
- とちぎの環境美化県民運動への参加
- ポイ捨てはダメ！ゼッタイ！

小売店、飲食店の皆様へのお願い

- お客様への、配布品（レジ袋やスプーン等）が必要かの声かけ
- マイバッグの推奨

企業、農業者の皆様へのお願い

- 再生材や紙、バイオプラスチック等の再生可能資源への代替促進
- 生分解性プラスチック農業用マルチの利用促進

県、市町の率先実行

- 公共調達における再生プラスチック使用品優先購入（グリーン調達）
- 庁舎内における分別回収の徹底

【行政情報】栃木県産業労働観光部労働政策課からのお知らせ

～労働問題について相談したい～

賃金・退職金や労働時間などの労働条件に関することや、採用や退職、労働管理などについてお悩みはありませんか？

県では、労働者及び使用者からの労働問題全般に関する悩みや疑問について相談を受け付けるほか、関係機関への紹介などを行っています。

秘密は厳守いたします。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

○電話・来所による労働相談

県内4カ所の労政事務所にて受け付けています。

- ・宇都宮労政事務所（宇都宮市竹林町 1030-2）
TEL028-626-3053 Fax028-626-3054 E-mail：utsunomiya-roj@pref.tochigi.lg.jp
- ・小山労政事務所（小山市犬塚 3-1-1）
TEL0285-22-4032 Fax0285-22-4031 E-mail：oyama-roj@pref.tochigi.lg.jp
- ・大田原労政事務所（大田原市中央 1-9-9）
TEL0287-22-4158 Fax0287-22-5103 E-mail：otawara-roj@pref.tochigi.lg.jp
- ・足利労政事務所（足利市伊勢町 4-19）
TEL0284-41-1241 Fax0284-41-1280 E-mail：ashikaga-roj@pref.tochigi.lg.jp

○インターネット労働相談

県ホームページから「インターネット労働相談」と検索してください。お勤めの事業所のある市町を選択していただくと受付ホームにリンクしますので、必要事項を入力してご送信ください。

後日、お勤めの事業所のある市町を所管する労政事務所からメールでお答えいたします。

*労働相談は内容が複雑なケースが多く、また、インターネットによる書面での相談では、個々の状況を十分に把握することが困難なため、一般的な回答となってしまう場合があります。

*相談を受けてから回答するまでに数日を要しますので、あらかじめご了承ください。

～働く人のメンタルヘルス相談～

職場でのストレスやメンタルヘルス不調を抱えている方、その方のご家族や会社の上司・同僚の方からのご相談に専門家（産業カウンセラー）が対応します。

秘密は厳守いたします。相談は無料で、1回の相談時間は50分以内です。

相談は、事前予約制で、面談または電話相談です。相談を希望する労政事務所にご予約のご連絡をお願いします。ご予約の受付時間は平日の8:30～17:15です。

労政事務所ごとに相談日（時間）が異なります。詳細は、県ホームページ「働く人のメンタル相談」で検索いただくか、上記の労政事務所へお問い合わせください。

【観光情報】



9月～11月のまつり・イベント

	名称〔市町名(地区)〕
9月1日(日)～30日(月)の土日月祝と 9月17日(火)・9月24日(火)	名所、旧跡等を巡る 半日観光ツアー 「日本遺産探訪ぶらり旅、那須野が原の開拓史と牧場を訪ねて」〔那須塩原市〕
9月1日(日)～11月30日(土)	観光局おすすめ秋プラン〔那須塩原市〕
9月7日(土)～8日(日)	第35回足利薪能〔足利市〕
9月8日(日)～9日(月)	塩原温泉まつり〔那須塩原市〕
9月15日(日)	中村八幡宮例大祭「流鎗馬」〔真岡市〕
9月15日(日)	創作劇那須野の大地〔那須塩原市〕
9月15日(日)～23日(月・祝)	彼岸花ウィーク〔茂木町〕
9月16日(月・祝)	那須神社例大祭〔大田原市〕
9月22日(日)	生子神社の泣き相撲〔鹿沼市〕
9月23日(月・祝)	こども釋奠〔足利市〕
9月23日(月・祝)	賀蘇山神社例大祭(関白流獅子舞)〔鹿沼市〕
9月28日(土)	宇都宮二荒山神社太々神楽〔宇都宮市〕
9月28日(土)～10月7日(月)	月あかり 花回廊 第10章〔日光市〕
9月29日(日)	塩原温泉古式湯まつり〔那須塩原市〕
10月1日(火)～11月4日(月・振休)	マウントジーンズ那須「紅葉ゴンドラ」〔那須町〕
10月5日(土)～11月4日(月・振休)	ハンターマウンテン紅葉ゴンドラ〔那須塩原市〕
10月6日(日)	小林神社例大祭〔壬生町〕
10月12日(土)～13日(日)	鹿沼秋まつり〔鹿沼市〕
10月13日(日)	第14回おやま開運まつり〔小山市〕
10月13日(日)	もおか木綿ふれあい祭り〔真岡市〕
10月16日(水)	下野國一社八幡宮秋祭〔足利市〕
10月16日(水)～17日(木)	日光東照宮秋季大祭〔日光市〕
10月18日(金)～20日(日)	2019ジャパンカップサイクルロードレース〔宇都宮市〕
10月20日(日)	今市屋台まつり〔日光市〕
10月26日(土)～11月4日(月・振休)	第9回歌麿まつり〔栃木市〕
10月27日(日)	吉水榊神社太々神楽〔佐野市〕
11月2日(土)	第37回壬生町総合産業まつり〔壬生町〕
11月10日(日)	みぶっ子まちなかストリート〔壬生町〕

- 観光パンフレットやパソコン情報検索サービスにより、県内各地の観光スポットや「食の回廊」を紹介
- 県内市町村の特産品や地域ブランド商品、農商工連携、地域資源を活かした商品などの展示・販売
- 伝統工芸品や民芸品の展示・販売

- 所在地 宇都宮市本町3-9 本町合同ビル1階
- 営業時間 月曜日～金曜日：午前10時～午後6時 土曜日：午前10時～午後5時
- 休館日 日曜・祝日・年末年始
- 交通ガイド JR宇都宮駅から市内バスで約5分「県庁前」下車徒歩3分
東武宇都宮駅から徒歩約7分
- 問い合わせ 公益社団法人 栃木県観光物産協会
TEL 028-623-3213 <https://www.tochigiji.or.jp/>

ご注意ください！

産業廃棄物処理業許可の期限は大丈夫ですか？

産業廃棄物処理業の許可証の有効期限が切れてしまいますと、許可が失効します。当協会でも会員に対して許可更新期限の満了通知でお知らせしておりますが、常に目の届く場所に掲示等などをして、十分に気を付けてください。なお、許可証の更新は5年（優良認定業者は7年）です。

※今年度予定している栃木会場の許可申請に関する講習会は次のとおりです。

申込みは先着順となっておりますので、お早めに申込みください。

【栃木会場】

○特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

日程：令和2年1月28日(火)

場所：コンセーレ（宇都宮市）

定員：150名

○更新 収集・運搬課程

日程：令和2年1月29日(水)

場所：コンセーレ（宇都宮市）

定員：150名

【栃木会場 受付機関】

(公社) 栃木県産業資源循環協会

HP <http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

TEL 028-612-8016

【講習会実施機関】

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター

HP <http://www.jwnet.or.jp>

TEL 03-5275-7115

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。

協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところでありますが、令和元年9月10日現在、正会員189社・賛助会員24社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】許可証の変更等について

当協会では、協会の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。

最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には、当協会までご連絡ください。

TEL028-612-8016

事務局だより



☆8月28日(水)～30日(金)

新規及び更新の収集・運搬課程講習会が、宇都宮市のコンセーレにおいて開催され、湯澤常務理事が挨拶したほか、中指課長補佐、藤平主事が運営にあたりました。

☆9月5日(木)

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤常務理事が出席し、次回理事会の議題等について協議しました。

編集後記

今年の夏も線状降水帯によって、九州北部が水害にあってしまいました。特に、焼き入れに使用している油が流出し、被害を拡大しているようです。最近では季節の変わり目が激しくなっているように感じ、これも地球温暖化の影響かと心配してしまいます。

いよいよ、今月、ラグビーワールドカップが開催されます。9月20日のロシア戦を皮切りに、日本の活躍が期待されます。前回大会では、強豪の南アフリカに勝利し、3勝しながらも決勝トーナメントに進めませんでした。ここ4試合の全日本の試合を見ると、ロシアに勝利し、パシフィックネーションズカップでは、フィジー、トンガ、アメリカにいい形で連勝し、優勝しました。ランキングも13位から10位に上昇し、ベスト8も夢ではなく、現実的になってきました。今回こそ地元で決勝トーナメントに進出できるよう、まずはロシア戦からしっかり応援したいと思います。月並みですが、頑張れニッポン！

再生紙を使用しています